



ITサービスマネジメントシステム適合性評価制度 パイロット運用 実施要領

2007年1月11日改訂 (P7,11 : 赤字下線部分)
2006年6月30日

財団法人 日本情報処理開発協会
情報マネジメント推進センター



目次

- ・ ITサービスマネジメントシステム適合性評価制度
- ・ ITSMS適合性評価制度パイロット運用の概要
- ・ ITSMS適合性評価制度パイロット運用体制
- ・ JIPDECのISO/IEC 20000関連スキーム (案)
- ・ パイロット運用における審査登録機関の認定申請
- ・ ITSMS審査登録機関の認定に関わる文書
- ・ ITSMS審査員の資格に関する文書
- ・ 審査員の条件及び研修
- ・ パイロット運用のスケジュールと本格運用への移行
- ・ 登録証と認定マーク (認定シンボル) の使用条件
- ・ 審査登録機関の認定に関わる費用
- ・ 参考文書 :ITサービスマネジメントの公開文書 (tSMF UK)
- ・ 参考文書 :ITサービスマネジメントの公開文書 (JAS-ANZ)



ITサービスマネジメントシステム適合性評価制度

- ITサービスマネジメントシステム (ITSMS) 適合性評価制度は、ISO/IEC 20000-1 (Information technology-Service Management-Part 1 specification) を認証規格としたITサービスの運用管理に対する第三者認証制度である。
- 本制度は、組織におけるITサービス運用管理の品質を継続的に向上させることにより、わが国のITサービス全体の信頼性の向上に貢献することを目的とする。
- 本制度は、国際的な整合性を確保する。



ITSMS適合性評価制度パイロット運用の概要

(1)目的

ITSMS適合性評価制度の本格運用を実施するための準備として、平成18年度の実施をパイロット運用と位置付け、パイロット運用により事業者認証を行い、平成19年度からの本格運用に移行することを目的とする。

(2)実施方法

本パイロット運用の実施にあたり、ITSMS審査登録機関認定基準及び認定の手順を公表し、審査登録機関の申請を受けて認定審査を実施する。

なお、パイロット運用では「仮認定」、「仮認証」とし、パイロット期間終了後、差分審査等を経て「本認定」、「本認証」に移行する。



ITSMS適合性評価制度パイロット運用体制

運営準備委員会の設置

本パイロット運用の円滑かつ公平な実施のため、ITSMS制度運営準備委員会を当協会内に設置し、審査登録機関の認定に必要な基準や審査員の資格基準等について検討し、かつ諮問的な役割を担う。

技術専門部会の設置

ITSMSに関連するガイド等を作成し、かつ利害関係者との協議を行うための場として、ITSMS制度技術専門部会を設置する。

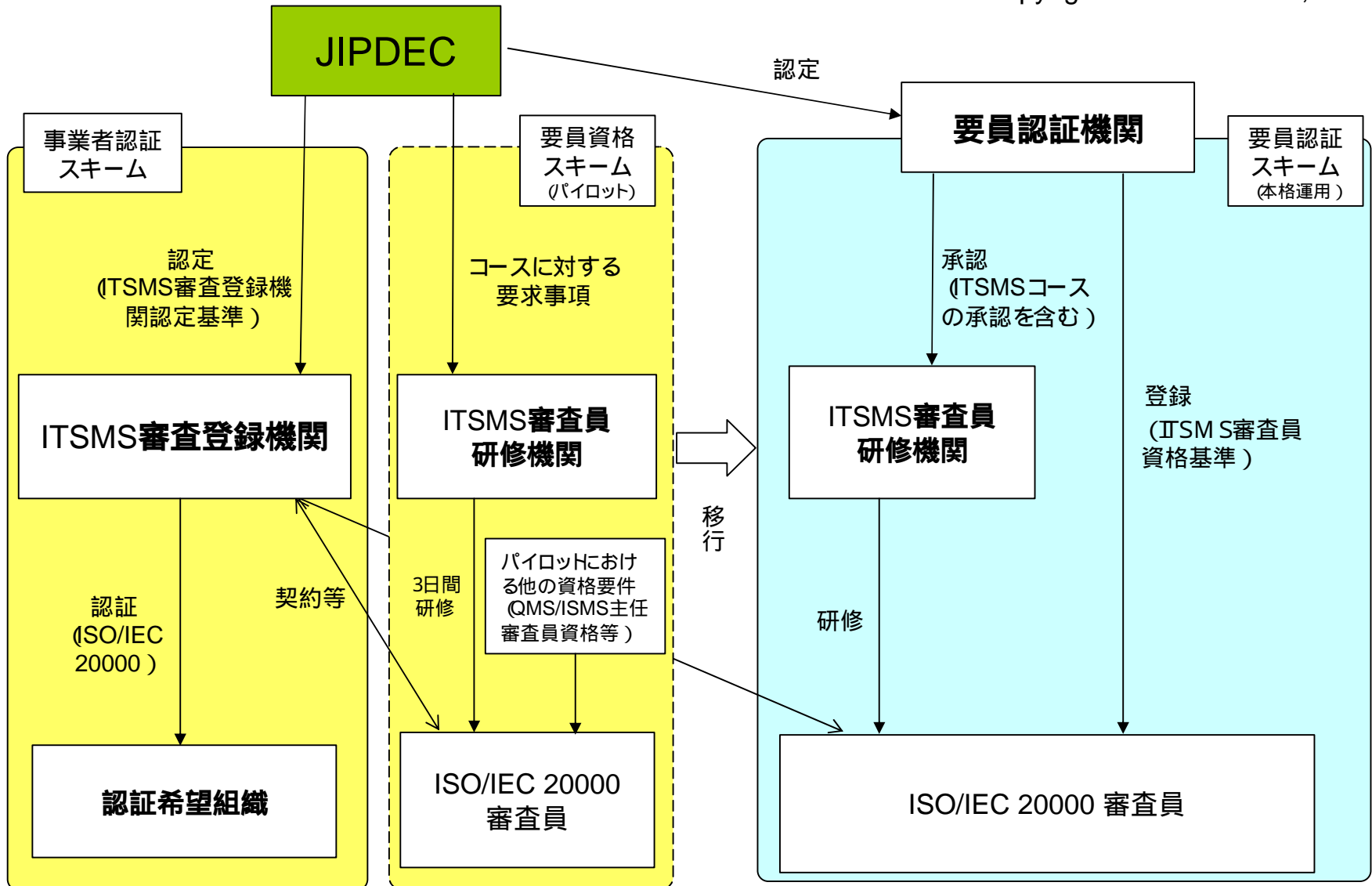
事務局の設置

本パイロット運用を円滑に推進するため、当協会内に事務局を設置する。



JIPDECのISO/IEC 20000関連スキーム (案)

Copyright JIPDEC ITSMS,2006





パイロット運用における審査登録機関の認定申請

認定の流れ	手続き/内容	条件等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">パイロット運用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">認定申請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">認定審査 書類審査 事務所審査 立会審査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">判定 認定登録</div>	<p>申請の条件・方法はパイロット用認定の手順による</p> <p>パイロット用認定登録証を授与</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ISMS審査登録機関として認定されていること。 申請様式は認定の手順による。 申請前の実績は原則として1件以上とするが、立会対象を実績扱いとすることも可とする。 立会審査は原則としてパイロット参加の全事業者を対象とする。但し事業者が多い場合は別途考慮する。 認定基準 Ver0.8、かつ認証基準 ISO対訳版による認定 パイロット期間では「仮認定」とし、パイロット期間終了後、差分審査を経て「本認定」に移行する。 パイロット運用の認定登録の有効期限は、登録から1年間
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本格運用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">認定申請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">[JIS化対応]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">認定審査 (差分)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">判定 認定登録</div>	<p>様式により改めて申請</p> <p>[JIS化対応は変更届]</p> <p>・Ver0.8 Ver1.0差分審査</p> <p>認定登録証の差替え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パイロット運用の有効期限内に登録できるよう申請すること ・ISMS審査登録機関以外でも申請できる <p>事業者は認定マークを使用可能となる</p>



ITSMS審査登録機関の認定に関わる文書

ITSMS制度として新規策定した文書 (別紙参照)

文書名	文書番号	発行日	概要
ITSMS審査登録機関認定基準	JIP-ITAC100-0.8	2006.7.10	ITSMS審査登録機関の認定審査及び登録を行う際の認定基準である。
ITSMS審査登録機関認定の手順	JIP-ITAC110-0.8	2006.7.10	ITSMS審査登録機関が認定を受けるための手順と、認定を申請する機関及び認定された機関の権利と義務について規定したもの。

上記文書が引用しているISMS文書 (参考資料参照)

文書名	文書番号	発行日	概要
ISMS審査登録機関認定基準	JIP-ISAC100-1.0	2006.6.1	ISMS審査登録機関の認定審査及び登録を行う際の認定基準である。
ISMS審査登録機関認定基準に関する指針	JIP-ISAC101-1.0	2005.4.26	ISMS審査登録機関認定基準の要求事項に適用する指針で、EA-7/03に基づいた基準である。
ISMS審査登録機関認定の手順	JIP-ISAC110-1.3	2006.6.1	ISMS審査登録機関が認定を受けるための手順と、認定を申請する機関及び認定された機関の権利と義務について規定したもの。
ISMS審査登録機関認定の手引	JIP-ISAC111-1.1	2006.6.1	手引は、申請から登録までと登録維持の標準的な流れと条件を示したもの。



ITSMS審査員の資格に関する文書

ITSMS制度として新規策定した文書

文書名	文書番号	発行日	概要
ITSMS審査員の資格基準	JIP-ITAC400-0.8	2006.7.10	各ITSMS審査員 (審査員補、審査員、主任審査員) についての資格要件を規定したものの。
ITSMS 審査員研修コースに対する要求事項	JIP-ITAC223-0.8	2006.7.28	ITSMS審査員研修コースの内容について、その要求事項を定めたもの。

上記文書が引用しているISMS文書

文書名	文書番号	発行日	概要
ISMS審査員の資格基準	JIP-ISAC400-1.1	2006.6.1	各審査員 (審査員補、審査員、主任審査員) についての資格要件を規定したものの。

他のITSMS制度との関係に関する文書

文書名	文書番号	発行日	概要
iSMF認定の研修コース受講者への対応		2006.7.28	iSMF認定の研修コース受講者の扱いについて説明したもの



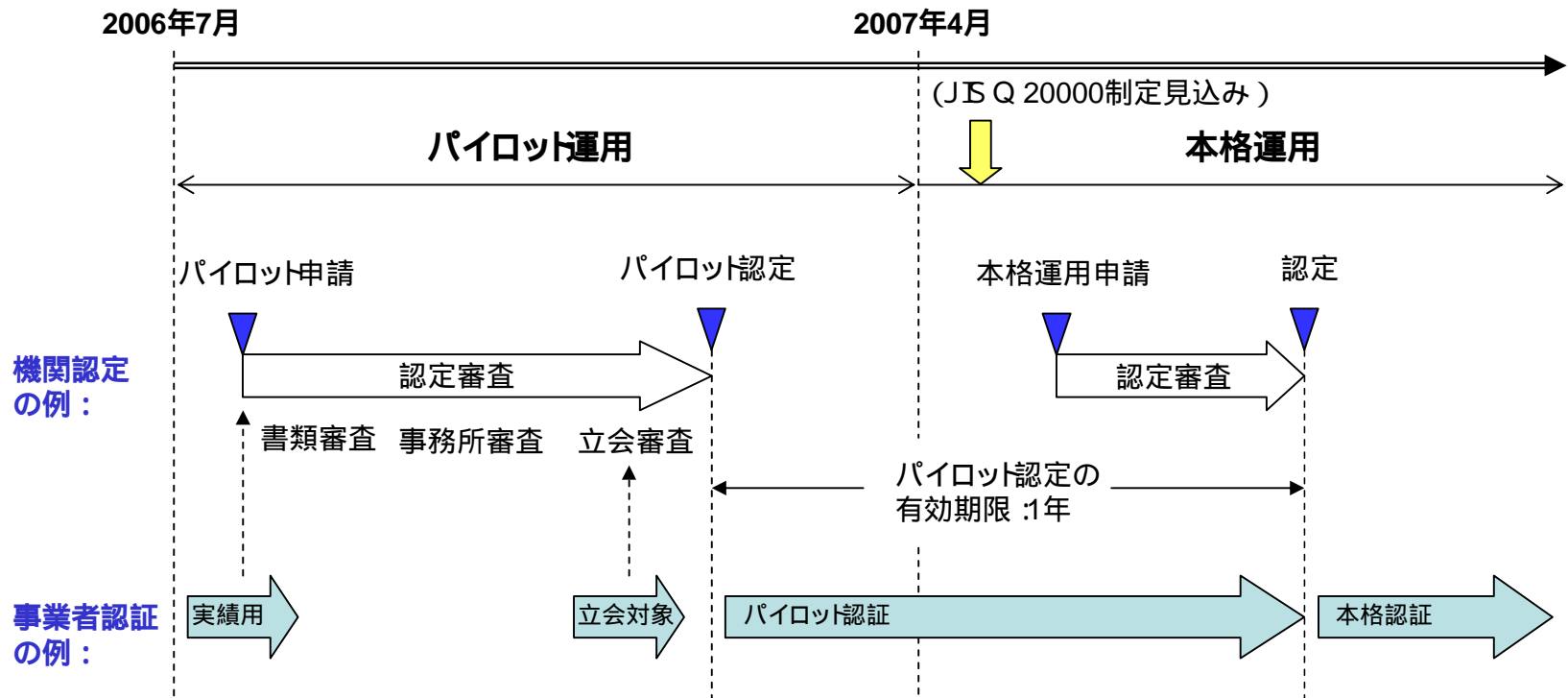
審査員の条件及び研修

	審査員資格条件	審査員研修 / 備考
パイロット運用	ITSMS審査員の資格基準の内下記を適用する 3.1.2 ITIL関連知識 3.1.2 ITサービス関連分野での実務経験2年 3.1.3 ITSMS審査員研修 3日間コース合格 3.3 QMS (No33)又はISMSの主任審査員資格を必須とし、審査実績はこの資格で代用する	ITILファンデーション認定試験合格で代用可 適用される研修コースは別途指定する。 審査員登録機関への登録は問わない。
	他の制度で認められたBS15000、ISO20000審査員は、ITSMS審査員として認める	但し、～ の条件は確認する。
本格運用以降	ITSMS審査員の資格基準による 1)学歴 (教育レベル) 2)実務経験 3)研修受講 4)個人的資質 (ISO19011) 5)審査経験 (補は除く) 6)CPD (更新時) 7)その他 (推薦等)	コース基準とコース承認は別途指定する。 (講師の条件を含む)



パイロット運用のスケジュールと本格運用への移行

パイロット運用期間 : 2006年7月 ~ 2007年3月末
 パイロット運用申請受付 : 2006年7月 ~ 2007年3月末
 本格運用開始 : 2007年4月





登録証と認定マーク (認定シンボル) の使用条件

認定登録証の授与と認定マークの使用条件：

		審査登録機関	認証取得事業者
パイロット運用で認定	登録証	・JIPDECはパイロット運用の認定登録証を授与する	審査登録機関は、事業者にパイロット運用の登録証を授与する
	認定マーク	・パイロット運用の認定マークを使用できる	事業者はパイロット運用の認定マークを使用できる
本格運用で認定	登録証	・JIPDECは本格運用の認定登録証を授与する	審査登録機関は、事業者に認定マーク付きの登録証を授与できる
	認定マーク	認定マークを使用できる	事業者は認定マークを使用できる

認定番号：

数字部分は ISMS 認定番号と同じとする。

パイロット認定は P を付与する。

	認定番号	
ISMS	ISR000	
ITSMS	ITR000	← 同一番号
パイロット	ITR000P	

認定マーク：

図形部分は ISMS と同様
文字部分は図参照





審査登録機関の認定に関わる費用

パイロット運用に参加 (IMS認定が条件)

本格運用から参加 (パイロット運用不参加)

項目	パイロット運用に参加 (IMS認定が条件)		本格運用から参加 (パイロット運用不参加)	
	パイロット認定申請	本格運用移行	IMS認定済機関	IMS未認定機関
申請料	-	A	A	40万円
基本審査料	-	B	B	80万円
審査料 (単価はIMSと同様)	審査費用 ・書類審査 :2人日分 ・事務所審査 :2人日分 ・立会審査 :1件分	審査費用 ・書類審査 なし ・事務所審査 別途 ・立会審査 実績による	審査実費 ・書類審査 別途 ・事務所審査 別途 ・立会審査 実績による	審査実費 (下記は標準) ・書類審査 :4人日 ・事務所審査 :4人日 ・立会審査 実績による
認定登録料	-	C	C	100万円
サーベイランス審査料	-	審査実費	審査実費	審査実費
基本登録維持料	-	D	D	20万円
年収リンク登録維持料	-	IMSと同様	IMSと同様	IMSと同様
事業者数リンク登録維持料	-	IMSと同様	IMSと同様	IMSと同様

表示工数は審査工数を規定するものではない。



新規 IMSと同様



参考文書 :ITサービスマネジメントの公開文書 (itSMF UK)

2006年7月28日現在

itSMF認証スキーム

<http://www.bs15000certification.com/publications/index.asp>
<http://www.isoiec20000certification.com/>

文書名	文書番号	発行日	内容
Scheme for Bodies Operating the Certification / Registration of IT Service Management Systems	itSMF15/015 (Version1.1)	May 2005	審査登録機関に対する認定基準
ISO/IEC 20000 Certification Scheme Notes for Guidance ? RCB Applicants	Version 4.0	February 2006	審査登録機関に対する申請のための手引
itSMF ISO/IEC 20000 Certification Scheme- Scoping Guidelines	Version 0.4e	2006	ISO/IEC 20000認証を希望するサービスプロバイダに対するガイドライン

itSMF要員資格スキーム

文書名	文書番号	発行日	内容
ISO/IEC 20000 SERVICE MANAGEMENT QUALIFICATION SCHEME Scheme description	15-01-002 (Version1.1 Draft)	February 2006	要員の資格基準及び研修コースについて Version1.1 - 異議申立ての項目の変更 及び ISO/IEC 20000対応のための更新
BS 15000 SERVICE MANAGEMENT QUALIFICATION SCHEME Rules and guidance for Accredited Course Providers	15-02-001 (Version1.0)	6 April 2005	研修機関に対する認定の手順

ISO/IEC 20000移行計画

文書名	文書番号	発行日	内容
Transition Statement Regarding Arrangements for the Implementation of ISO / IEC 20000	TransitionStatemen tV0_3 (Version 0.3)	November 2005	ISO/IEC 20000への移行について



参考文献 :ITサービスマネジメントの公開文書 (JAS-ANZ)

ITSMS 認証スキーム

2006年6月15日現在
<http://www.bs15000certification.com/publications/index.asp>

	文書名	文書番号	発行日	内容
1	General Requirements for Bodies Operating Assessment and Certification of Information Technology Managements Systems Part1-ISMS Part2-ITSMS	Procedure Number 17 Issue 2.	August 2005	審査登録機関に対する認定基準
2	ITMS Application Form-Form47	Form 47 Issue 5	March 2006	ITMS審査登録機関向け申請書
3	ISMS checklist-Form 72	Form 72 Issue 1	April 2000	ISMS審査登録機関に対する申請のチェックリスト
4	SMS checklist-Form 93	Form AUD 93 Issue 1	September 2005	SMS審査登録機関に対する申請のチェックリスト



財団法人 日本情報処理開発協会
情報マネジメント推進センター

Tel: 03-3432-9386

FAX: 03-3432-6200

E-mail: itsm@sec.jipdec.jp

Web: <http://www.isms.jipdec.jp/>